

○騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令に基づく区域の区分の指定

平成十二年三月三十一日
山口県告示第二百三十四号

騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令(平成十二年総理府令第十五号)の別表の備考に規定する区域の区分を次のとおり定め、平成十二年四月一日から施行する。

騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める命令に基づく区域及び時間の区分の指定に関する告示(昭和五十年山口県告示第千七十九号)は、平成十二年三月三十一日限り、廃止する。

区域の区分	該当地域
a 区域	<u>騒音規制法第三条第一項の規定に基づく地域の指定に関する告示(昭和五十五年山口県告示第二百六十三号)</u> により指定された地域(以下「指定地域」という。)のうち、 <u>騒音規制法第四条第一項の規定に基づく規制基準に関する告示(昭和五十年山口県告示第三百九号の四。以下「告示」という。)</u> により第一種区域とされた地域並びに第二種区域とされた地域のうち第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
b 区域	指定地域のうち告示により第二種区域とされた地域(第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、工業地域及び工業専用地域を除く。)
c 地域	指定地域のうち、告示により第三種区域及び第四種区域とされた地域(工業専用地域を除く。)並びに第二種区域とされた地域のうち工業地域
備考 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、工業地域及び工業専用地域とは、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号の第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、工業地域及び工業専用地域をいう。	